第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針等

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域においては、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るために、歴史的風致 を形成する上で重要な歴史的建造物について、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反 映した人々の活動との関連性をふまえ、歴史的風致形成建造物として指定する。

なお重点区域においては、今後とも継続的な調査を実施し、随時追加指定を行っていく。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定の基準

本市の重点区域における歴史的風致を形成している建造物等で、以下のいずれかに該当するものを指定する。

- 1. 意匠・形態・技術性が優れているもの。
- 2. 歴史性、希少性、地域的な固有性等の観点から保存が必要なもの。
- 3. 外観が景観形成上重要なものであり、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもので、所有者又は管理者等による適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の活動が継続的に行われる見込みがあるもの。

(3) 歴史的風致形成建造物の指定の条件

次に掲げる指定条件のいずれかに該当するものを対象とする。

- 1. 大阪府文化財保護条例(昭和 44 年大阪府条例第 5 号)第 7 条第 1 項に基づく府指定有 形文化財(建造物)及び同条例第 46 条第 1 項の規定に基づく大阪府指定史跡又は大阪 府指定名勝。
- 2. 堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)第4条第1項に基づく堺市指定有形文化財 (建造物)及び同条例第33条第1項に基づく堺市指定史跡、堺市指定名勝。
- 3. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項に基づく登録有形文化財。
- 4. 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物。
- 5. その他、歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの。

2. 歴史的風致形成建造物指定候補

(1)候補一覧

※印は1期計画の指定建造物

番号	名称	写真	年代	所在地	所有者	指定等区分	関連する歴史的風致
1	山口家住宅		江戸時代	堺区 錦之町 東	堺市	Л	4神輿渡御
	重要文化財技	指定範囲外の土蔵・奥座	敷等を含む発	建物が対象			
2	井上関右 衛門家住 宅主屋 ※		江戸時代 前期	堺区 北旅籠 町西	堺市	市指定 有形 文化財	3環濠都市における伝統産業
3	井上関右衛門家住宅座敷棟※		江戸時代 後期	堺区 北旅籠 町西	堺市	市指定 有形 文化財	3環濠都市における伝統産業
4	井上関右 衛門家住 宅道具蔵 ※		江戸時代 後期	堺区 北旅籠 町西	堺市	市指定 有形 文化財	3環濠都市 における伝 統産業
5	井上関右衛門家住宅俵倉※		江戸時代 後期	堺区 北旅籠 町西	堺市	市指定 有形 文化財	3環濠都市における伝統産業
6	井上関右衛門家住宅附属棟※		昭和 11 年 (1936)	堺区 北旅籠 町西	堺市	市指定 有形 文化財	3環濠都市における伝統産業
7	井上関右衛門家住宅塀		江戸時代 末期	堺区 北旅籠 町西	堺市	市指定 有形 文化財	3環濠都市 における伝 統産業

8	清学院不 動堂	江戸時代 末期	堺区 北旅籠 町西	堺市	国登録 有形 文化財	3環濠都市における伝統産業
9	清学院庫裏	江戸時代 末期	堺区 北旅籠 町西	堺市	国登録 有形 文化財	3環濠都市 における伝 統産業
10	清学院門	江戸時代 末期	堺区 北旅籠 町西	堺市	国登録 有形 文化財	3環濠都市 における伝 統産業



歴史的風致形成建造物指定候補 位置図

(2) 指定年月日

番号	名称	指定年月日
1	山口家住宅	
2	井上関右衛門家住宅主屋	平成30年3月31日(第1期)
3	井上関右衛門家住宅座敷棟	平成30年3月31日(第1期)
4	井上関右衛門家住宅道具蔵	平成30年3月31日(第1期)
5	井上関右衛門家住宅俵倉	平成 30 年 3 月 31 日 (第 1 期)
6	井上関右衛門家住宅附属棟	平成30年3月31日(第1期)
7	井上関右衛門家住宅塀	平成 30 年 3 月 31 日 (第 1 期)
8	清学院不動堂	
9	清学院庫裏	
10	清学院門	

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本的な考え方

(1)維持管理の基本的な方針

- 1. 歴史的風致形成建造物の様式や特徴を顕著に示す意匠や形態に関して、史実に基づいた保存又は復原に努めるほか、歴史的風致を形成している人々の活動の場としての利活用を妨げないよう適正に維持・管理を行い、歴史的風致の維持向上につなげる。
- 2. 歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持向上のため、また地域住民及び来訪者が 地域の歴史的風致を体感できるよう、積極的に公開・活用を図る。公開にあたっては、 通常外部から望見される外観だけでなく、可能な範囲で内部公開に努める。
- 3. 歴史的風致形成建造物が、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)、堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)に基づく文化財指定又は登録等、景観法に基づく景観重要建造物の指定、またその他法令に基づく指定等がされている場合は、上述の方針1.を踏まえたうえで、該当する法令に基づいた適正な維持・管理を行う。
- 4. 景観重要建造物と重複する歴史的風致形成建造物については、上述の方針 1.を踏ま えた上で、通常道路等の公共空間から望見できる範囲の景観上の調和を図るために、 適切な維持又は復原のための修理や修畳を行う。
- 5. 他の法制に基づく指定等が行われていない歴史的風致形成建造物に関しては、詳細な 調査を行い、その価値に応じた文化財指定、登録等による保護を図るように努める。

(2) 届出が不要となる行為

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については以下の場合とする。

- 1. 大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)第7条第1項に基づく府指定有 形文化財(建造物)について同条例第24条第1項の規定に基づく現状変更等の許可申 請、及び同条例第46条第1項の規定に基づく大阪府指定史跡又は大阪府指定名勝に ついて同条例第55条第1項の規定に基づく現状変更等の許可申請、同条例第19条第 1項又は第52条に基づく修理又は復旧の届出を行った場合。
- 2. 堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)第4条第1項に基づく堺市指定有形文化財 (建造物)について同条例第14条第1項の規定に基づく現状変更等、及び同条例第33 条第1項に基づく堺市指定史跡、堺市指定名勝について同条例第36条第1項に基づ く現状変更等の許可申請、又は第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合。
- 3. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更等の届出を行った場合。
- 4. 景観法第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物について、同法第22条第1項に 基づく現状変更の許可申請を行った場合。